



2025 年 7 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社 富士通ゼネラル

代表者名 代表取締役社長 増田 幸司

(コード：6755 東証プライム市場)

問合せ先 執行役員 コーポレートコミュニケーション室長 加納 俊男
TEL (044) 861-7627

資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の資本金及び資本準備金の額を減少（以下「本減資等」といいます。）することについて決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本減資等は、本株式併合（以下で定義します。）が 2025 年 7 月 29 日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会（2025 年 7 月 29 日開催予定）」といいます。）において承認のうえ 2025 年 8 月 21 日付で効力が発生した後に、株主総会の決議を行い、本増資（以下で定義します。）により資本金及び資本準備金の額が増加することを前提として、2025 年 8 月 22 日付でその効力が生ずる予定です。

記

1. 本減資等の目的

当社が 2025 年 4 月 25 日に公表いたしました「株式会社パロマ・リームホールディングスによる当社株式に対する公開買付けの開始に係る賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式会社パロマ・リームホールディングス（以下「パロマ・リームホールディングス」といいます。）は、株式会社東京証券取引所プライム市場に上場している当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の全て（ただし、当社の所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、当社を完全子会社化することを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、2025 年 4 月 28 日から 2025 年 5 月 28 日までを買付け等の期間とする当社株式（ただし、当社の所有する自己株式及び富士通株式会社（以下「富士通」といいます。）が所有する当社株式（以下「本富士通保有株式」といいます。）を除きます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施し、その結果、本公開買付けの決済の開始日である 2025 年 6 月 5 日をもって、当社株式 48,784,101 株（所有割合（注）46.56%）を所有するに至りました。

（注）「所有割合」とは、当社が 2025 年 4 月 25 日に提出した 2025 年 3 月期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された、2025 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数（109,406,661 株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（4,640,954 株）を控除した数（104,765,707 株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）を

いたします。

また、当社が2025年6月30日に公表いたしました「株式併合並びに単元株式数の定め
の廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」（以下「6月30日付当社プレスリリース」
といいます。）に記載のとおり、本公開買付けは成立いたしました。パロマ・リームホー
ルディングスは、本公開買付けにより、当社株式の全て（ただし、本富士通保有株式及び
当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかったことから、当社は、当社の株主
をパロマ・リームホールディングス及び富士通のみとするために、当社株式11,530,250株
を1株に併合する株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施することとし、本
臨時株主総会（2025年7月29日開催予定）に付議することといたしました。なお、本株
式併合の効力が発生した場合、2025年8月21日時点で、パロマ・リームホールディング
ス及び富士通以外の株主の皆様の所有する株式の数は、1株に満たない端数となる予定で
す。

さらに、6月30日付当社プレスリリースに記載のとおり、本取引においては、本株式併
合の効力発生後に、当社による本富士通保有株式の取得（以下「本自己株式取得」とい
います。）を実施することが予定されています。

本自己株式取得にあたり、当社が富士通に対して交付する金銭の額は、本自己株式取得
の効力発生日における分配可能額の範囲内であればならないところ、2025年7月7日現
在の当社の分配可能額は、本自己株式取得の対価の総額を下回っております。そこで、当
社とパロマ・リームホールディングスとの協議の結果、本自己株式取得を実施するために
必要な資金及び分配可能額を確保することを目的として、パロマ・リームホールディング
スを引受人とする第三者割当増資（以下「本増資」といいます。）が実行されることを前提
として本減資等を行うこととし、本減資等の効力発生後に本自己株式取得を実行するこ
とを予定しております。

なお、本減資等は、本株式併合が本臨時株主総会（2025年7月29日開催予定）におい
て承認のうえ2025年8月21日付で効力が発生した後に、2025年8月22日に効力が発生
する予定です。また、本減資等は、取締役会決議により承認を得ているため、本減資等
のために本株式併合の効力発生日前の当社の株主を構成員とする株主総会を開催するこ
とは予定しておりません。

2. 本減資等の内容

（1）減少すべき資本金の額

募集株式の発行により資本金の額が46,005,697,500円増加することを条件とし
て資本金の額を46,005,697,500円減少して18,260,449,874円とする。

（2）減少すべき資本準備金の額

募集株式の発行により資本準備金の額が46,005,697,500円増加することを条件
として資本準備金の額を46,005,697,500円減少して700,376,751円とする。

（3）増加する剰余金の額

その他資本剰余金 92,011,395,000円

(4) 本減資等の方法

会社法第 447 条第 1 項及び第 3 項並びに第 448 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの減少額の全額を「その他資本剰余金」に振り替えます。なお、本減資等は、本増資による資本金及び資本準備金の額の増加と同時に、本増資により増加する資本金及び資本準備金の額と同額の資本金及び資本準備金の額を減少させるものであるため、本減資等の効力発生日後の資本金及び資本準備金の額は同日前のそれぞれの額を下回ることはありません。

3. 本減資等の日程

① 取締役会決議日	2025 年 7 月 7 日 (月)
② 債権者異議申述公告	2025 年 7 月 17 日 (木) (予定)
③ 債権者異議申述最終期日	2025 年 8 月 18 日 (月) (予定)
④ 効力発生日	2025 年 8 月 22 日 (金) (予定)

4. 今後の見通し

本減資等が当社の業績に与える影響はありません。

以 上